

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表 P F O S 又はその塩の項等に規定する製品で P F O S 又はその塩等が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の一部を改正する件（案）について

令和 8 年 9 月

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

1. 告示の概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「化審法」という。）第 29 条第 1 項においては、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第一種特定化学物質ごとに、第一種特定化学物質等の容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を定め、これを告示することとされている。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表 P F O S 又はその塩の項等に規定する製品で P F O S 又はその塩等が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項は、同項の規定に基づき表示すべき事項を定めたものである。

2. 改正の内容

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 171 号。以下「改正政令」という。）により、「長鎖ペルフルオロアルカン酸又はその塩」及び「長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質」が、第一種特定化学物質に新たに指定されるとともに、当該「長鎖ペルフルオロアルカン酸又はその塩」及び「長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質」が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤が、化審法第 28 条第 2 項の規定による技術上の基準適合義務に従って取り扱うこととされている製品として、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 202 号。以下「化審法施行令」という。）附則第 4 項に新たに追加されることに伴い、製品の容器、包装又は送り状に表示すべき事項として「長鎖ペルフルオロアルカン酸又はその塩」及び「長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質」を定めるため、告示改正を行うものである。

なお、「長鎖ペルフルオロアルカン酸又はその塩」及び「長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質」が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に係る表示すべき事項は、「P F O S 又はその塩」、「P F O A 若しくはその異性体又はこれらの塩」、「ペルフルオロオクタン酸関連物質」、「P F H x S 若しくはその異性体又はこれらの塩」又は「ペルフルオロ（ヘキサ——スルホン酸）関連物質」が使用されているものと同一であることから、今回の改正では、表示すべき事項の内容についての改正は行わない。

3. 根拠法令

化審法第 29 条第 1 項

4. 今後のスケジュール（予定）

告示日：令和 8 年 11 月上旬

適用日：令和 8 年 11 月 22 日（改正政令の施行の日（公布の日から 6 か月を経過した日））

以上